

## 第 34 回報農会シンポジウム『植物保護ハイビジョン—2019』 —わが国農業の持続性と植物保護〈国内・世界の趨勢に挑む技術とシステム—

### 農薬取締法の改正について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 石岡 知洋

要約：昨年 12 月、農薬取締法の一部を改正する法律が施行された。今般の改正は、農薬の安全性の向上と規制の合理化を総合的に進めることにより、農薬の更なる安全を確保するとともに、生産コスト低減や、農薬・農産物の海外展開にも資することを旨とした内容となっている。



改正のポイントは、①定期的に、最新の科学的知見に基づき評価を行う再評価制度の導入、②農薬使用者や蜜蜂への影響など農薬の安全性に関する審査の充実である。

また、消費者に安全で品質の良い農産物を提供するには、登録制度を通じて農薬の安全性を一層向上していくことだけでなく、これまで以上に、農薬の適正使用を推進していく必要がある。

ここでは、改正農薬取締法の概要とともに、その円滑な施行に向けて、再評価や農薬の安全性に関する審査の充実等に係る最近の動きをご紹介します。

### ドローンを用いた防除の展望

DJI JAPAN 株式会社 農業ドローン推進部 岡田 善樹



要約：人の手によって行われていた農薬や肥料の散布作業が、農業用ドローン MG-1 の登場により大きく変化している。

日本の農業は農業従事者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少という深刻な課題を抱えている。農業就業人口は 1990 年の 500 万人弱から 200 万人前後まで減少し、そのうち 70 歳以上の割合は半数ほどに達している。

従来の個人での農薬散布は 10 キログラム以上の農薬を積んだ背負式動噴を担ぎながら圃場を歩いて長い時間と労力を費やして散布する方法、メンテナンスが大変な乗用管理機で地上散布する方法しかなかった。

平成元年頃より普及している産業用無人ヘリコプターの請負防除チームに農薬散布を依頼する方法もあるが、請負散布では利益の上がる水稻の一斉散布が中心で適宜散布や小規模圃場へのきめ細やかな空中散布には応えられていなかった。

産業用無人ヘリコプター自体も後継者不足の課題に悩まされており、個人農家の需要に応えられるサービスを展開するには難しい状況になっている。

その理由は大型で取り扱うには必ず3名以上の作業員が必要になること、機体操縦も大変難しく一人前の農薬作業を出来るまで膨大な時間が必要になること、また機体自体も高価であるため個人農家ではなかなか手が出せないことが理由だった。

そういった日本農業の課題に応えた製品が農薬散布ドローン Agras MG-1 である。

## 生物的防除を基幹とした IPM への移行とその意義

宮崎大学 農学部 大野 和朗

要約：IPM では予防的防除を目的とした各種防除を組み合わせた上で、さらに防除が必要な場合に最終手段として化学的防除の使用が位置付けられている。一方、生物的防除は IPM を構成する重要な技術であるが、化学防除に比べると実効性に欠ける点もあった。しかし、保全的生物的防除技術として発展した植生管理や天敵温存植物などによる天敵の強化は、近年さまざまな取り組みでその有効性が実証されている。本稿では生物的防除技術を IPM の基幹として位置付ける背景を説明し、さらに生物的防除を基幹とした IPM への移行と意義を考える。



## GAP を利用した茶の経営改善の取り組み —GAP を活用したリスク管理—

埼玉県茶業研究所 小川 英之



要約：埼玉県は全国に先駆けて平成 14 年から食品安全に重点を置いた埼玉式 GAP の導入を推進し、先進的な生産者集団や個人によって取り組みが行われてきた。この埼玉式 GAP は HACCP の考え方をベースとしたもので、推進チームを編成し、話し合いによりリスクの抽出を行い、健康への悪影響を引き起こす可能性のあるものを危害要因として重要管理点に設定し、自主管理を行っていくものであった。

埼玉式 GAP は食品の安全品質に特化した先進的な取り組みであり、バイヤーや流通業者からの評価は高かったものの、チームを基本とした推進の仕組みのため、生産部会や出荷部会等の組織に属さない個人の出荷者や直売所・スーパーなどの販売コーナーで直接販売している生産者などでは導入しにくいものであった。

一方で、食品安全に加えて環境や労働安全を含めて「持続可能な農業」を目的としたグローバル GAP が国際的な標準として扱われるようになるとともに、日本国内においても GAP の共通基盤に関するガイドラインが平成 22 年に農水省から示され、新しい時代の GAP が求められていた。

埼玉県では平成 26 年度に GAP の取り組みのさらなる普及に向けて、独自の GAP 規

範である「S-GAP」を策定し、県内農家に向け、農業の安全・安心の向上を目指した「埼玉県農業生産安全確認運動」を推進している。

### —狭山茶に GAP 認証を「活かす」—

有限会社 東阜 狭山茶 横田園 代表取締役 横 田 泰 宏

要約：昨今、日本茶を取り巻く環境は非常に厳しいもので、ここ数年“日本茶離れ”が加速している。食生活をはじめとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違などにより、急須を用いてお茶を飲用する機会が年齢層にかかわらず減少している。また、これまで消費を牽引してきたペットボトル入りの緑茶飲料についても、消費が減少し始めている。



これらによる影響から生葉・荒茶価格は低下し、また茶業就業者数も高齢化などから減少、茶園面積も減少の一途をたどっている。今後国内の人口減で、日本茶の消費量はさらに減ると考えられる。

一方、海外では日本食ブームや健康志向から緑茶の需要が堅調に伸びており、農林水産省によると、日本茶の輸出は 2005 年には 21 億円、2014 年にはその 3 倍以上の 78 億円を達成。2020 年には 150 億円を見込み、前年比 30%増と伸び続けている。このことから、これからの茶業は海外市場も見据えた生産が必要と考える。

「GAP 認証」を取得することにより、農業の生産工程を管理し、食の安全や環境への配慮、農業労働者への安全管理を高めることが、グローバル化した現在の日本茶の流通においては、必要不可欠なものとして考える。

本講演では、横田園が「S-GAP 実践農場」導入に至った経緯と導入後の課題点について報告する。